

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前						改正後					
(前 略) (定義) 第2条 この規則において時間雇用教職員とは、期間を定めた労働契約により雇用する教職員のうち、1週間の所定の勤務時間が30時間（研究開発補佐員については38時間45分）を超えない者で、別表第1、別表第2及び別表第3の職名欄に定める者をいう。 2・3 (略) (資格等) 第3条 時間雇用教職員の資格、職務内容、雇用年齢上限（無期雇用教職員を除く。以下同じ。）、定年（無期雇用教職員に限る。以下同じ。）及びその他の事項は、別表第1、別表第2及び別表第3の職名ごとの区分に応じ、同表に定めるところによる。 (中 略) (時間給の決定) 第24条 時間雇用教職員の時間給は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる時間雇用教職員の別に、それぞれ別表第4、別表第5及び別表第6の職名欄の区分に対応する時間給欄に掲げる額とする。ただし、個別に承認を受けた場合は、その額とする。 (後 略)						(定義) 第2条  2・3 (資格等) 第3条  (時間給の決定) 第24条  附 則 この規則は、令和3年8月1日から施行する。 別表第1・2 (同 左) 別表第3 (第2条・第3条・第4条関係)					
別表第1・2 (略)						別表第1・2 (同 左)					
別表第3 (第2条・第3条・第4条関係)						別表第3 (第2条・第3条・第4条関係)					
職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	定年	その他の事項	職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	定年	その他の事項
(略)						(同 左)					
ティーチング・アシスタント	大学院に在籍する優秀な学生	学部学生、修士課程学生に対し、教育的効果を高めるため、実験、実習、演習等の教育補助業務にあたる	—	満60歳	・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る ・選考基準は当該研究科が定める ・勤務時間は月40時間(週10時間程度)以内	ティーチング・アシスタント	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)	(同 左)
リサーチ・アシスタント	将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する大学院後期課程(医学研究科及び薬学研究科において、博士課程を含む)に在籍する学生	プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として、当該研究活動に必要な業務を行う			・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る ・選考基準は当該部局が定める ・勤務時間は原則として週20時間以内とする。	リサーチ・アシスタント	将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する大学院に在籍する学生	(同 左)			(同 左)
(略)						(同 左)					

改正前		改正後	
別表第4・5 (略)		別表第4・5 (同左)	
別表第6 (第24条関係)		別表第6 (第24条関係)	
職名	時間給額	職名	時間給額
(略)		(同左)	
ティーチング・アシスタント	修士課程学生 1,200円 博士後期課程学生 (医学研究科及び薬学研究科においては、博士課程学生を含む) 1,400円	ティーチング・アシスタント	(同左)
リサーチ・アシスタント		リサーチ・アシスタント	1,400円から2,800円までの範囲で50円単位の額
(略)		(同左)	
別表第7 (略)		※ 就かせる業務の内容等により単価を決定するものとする。 別表第7 (同左)	